

○ 警視庁犯罪抑止対策本部規程

平成17年12月20日

訓令甲第33号

存続期間

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 事務分掌（第3条）
- 第3章 職務権限（第4条—第13条）
- 第4章 事務処理（第14条）

附則

第1章 総則

（準拠）

第1条 警視庁犯罪抑止対策本部（以下「犯罪抑止対策本部」という。）の運営については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（職員）

第2条 犯罪抑止対策本部には、警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）に定める職にある職員のほか、必要な職員を置く。

第2章 事務分掌

（犯罪抑止対策本部の分掌事務）

第3条 犯罪抑止対策本部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 犯罪抑止対策の運営の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 犯罪抑止対策の調査分析及び指導に関すること。

第3章 職務権限

（本部長の職責）

第4条 本部長は、上司の命を受け、犯罪抑止対策本部の事務を掌理する。

（副本部長の職責）

第5条 副本部長は、本部長を助け、犯罪抑止対策本部の事務を整理する。

（理事官の職責）

第 6 条 理事官は、上司の命を受け、犯罪抑止対策本部の事務のうち担当事務を整理する。

2 理事官の担当事務は、本部長が定めるものとする。

(管理官の職責)

第 7 条 管理官は、上司の命を受け、犯罪抑止対策本部の事務のうち担当事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

2 管理官の担当事務は、本部長が定めるものとする。

(その他の職員の職責)

第 8 条 前4条に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(本部長の専決事項)

第 9 条 本部長は、次の事項を専決することができる。

(1) 職員の配置に関すること。

(2) 副本部長の出張、休暇、週休日及び旅行に関すること。

(3) 分掌事務の運営に関することで重要なもの

2 前項に定めるものであっても、重要異例なものについては、この限りではない。

(副本部長の専決事項)

第10条 副本部長の専決事項は、警視庁本部処務規程（昭和47年4月1日訓令甲第5号。以下「本部処務規程」という。）第12条の規定に準じて本部長が定めるものとする。

(理事官の専決事項)

第11条 理事官の専決事項は、本部処務規程第12条の規定に準じて本部長が定めるものとする。

(管理官の専決事項)

第12条 管理官の専決事項は、本部処務規程第12条の規定に準じて本部長が定めるものとする。

(所属長の事務)

第13条 本部長は、訓令、通達、通知等において、所属長の事務とされているもののうち、必要なものを副本部長に処理させることができる。

第4章 事務処理

(準用)

第14条 犯罪抑止対策本部の事務処理に必要な事項については、本部処務規程を準用する。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。